

千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金についてのご案内

補助の要件等を抜粋しておりますので、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱、Q&A と併せてお読みくださいますようお願いいたします。

1 補助制度について

	補助要件等
(1) 補助制度の趣旨等	<ul style="list-style-type: none"> 本市内に所在する園を運営する事業者が、保育士等が入居するための宿舎（賃貸物件）を借り上げた場合に、その経費の一部を補助し、保育士確保を目指します。 国の補助金を活用している補助制度であるため、国補助が廃止・縮小された場合は、本市の補助制度も廃止・縮小することがあります。国補助が存続する限りは、予算要望をしていく方針です。
(2) 対象園の種類	千葉市内に所在する保育園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、待機児童解消加速化プラン対象認可外保育施設、企業主導型保育事業
(3) 補助対象の保育士等	<p>以下①～③の要件を全て満たし、所長（管理者）設置加算の対象となる施設長・園長を除く方の宿舎借り上げを補助対象とします。</p> <p>①職種：千葉市内の園に勤務する保育士 看護師 准看護師 保健師 <input type="checkbox"/>上記いずれかの資格もしくは免許を保有する方に限ります。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>令和6年度より国基準に準じて見直し！</p> </div> <p>②雇用年数 令和6年度：雇用開始日が属する会計年度から起算して6年目までの者 ※ただし、以下の要件に当てはまる場合、令和6年度に限り補助対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和2年度の補助対象であったものが、引続き令和5年度の補助対象者であり、令和6年度において10年目であった場合。 令和3年度の補助対象であったものが、引続き令和5年度の補助対象者であり、令和6年度において9年目であった場合。 令和4年度の補助対象であったものが、引続き令和5年度の補助対象者であり、令和6年度において8年目であった場合。 令和5年度の補助対象であったものが、令和6年度において7年目であった場合。 <p><input checked="" type="checkbox"/> 下記の要件に該当する自治体は、5年目までの者が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近2か年の1月の保育士の有効求人倍率が連続して2未満 ※千葉市では… 令和6年度は要件に該当しないため、雇用開始から6年目までの者が対象

	<p><input checked="" type="checkbox"/>一度申請すれば向こう6年間補助対象となるということではありません。その年度において補助要件に該当するか確認しております。</p> <p>(例) 令和n年度は千葉市において採用6年目までの者が補助対象で、採用5年目の職員を補助対象として申請していたが、令和n+1年度は千葉市が上記の要件に該当してしまい、採用5年目までしか補助対象とすることができないことになった場合は、採用6年目の職員は補助対象外となる可能性があります。</p> <p>※国の実施要綱が未発出のため、詳細は未定ですが、国の実施要綱に準じて運用いたします。</p> <p>③常勤であること。(1日6時間以上、月20日以上勤務。正規職員でなくても可。)</p>
<p>(4) 補助対象経費、補助額など</p>	<p>・補助対象経費：賃借料 共益費(管理費) 礼金又は更新料 礼金及び更新料は契約期間の月数で分割した額を用います。</p> <p>・補助額：補助対象経費(1人あたり上限63,000円/月)の4分の3の額 残りの4分の1の額は事業者負担となります。</p> <p>※ただし、令和元年度から引き続き、同一法人・同一住居で補助対象となる者については、<u>上限82,000円/月が経過措置として適用</u>されます。 (この経過措置の終了年度は未定ですが、国の実施要綱に準じます。)</p> <p>(例) 家賃50,000円、共益費1,000円、礼金50,000円、2年契約の場合 補助額(月額) = [家賃50,000円+共益費1,000円+ (礼金50,000円÷24か月)] × 3/4 = (50,000円+1,000円+2,083円) × 3/4 ≒39,812円</p> <p>・その他留意事項</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 保育士等が居住している物件が補助対象となります。保育士等の借り上げ宿舎として賃借している物件であっても、現に保育士等が居住していない場合は補助対象になりません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 居住しているか否かは住民票で確認いたしますので、賃貸借契約開始日より後に住民票を異動した場合は、住民票異動後から補助対象となります。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 月の途中から補助を開始・終了する場合は、日割りでの補助となります。</p>
<p>(5) 補助金の交付時期</p>	<p>年度終了後の確定払い(当該年度の翌4月～5月中旬) または各四半期終了後の概算払い</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 借り上げ開始前に事前交付することはできませんのでご了承ください。</p>

2 必要書類

	申請書の種類	添付書類（共通）
該当年度 1 回目の申請の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書（様式第 1 号） ・ 事業計画書（様式第 2 号） ・ 収支予算書（様式第 3 号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産賃貸借契約書の写し ・ 雇用証明書 ・ 保育士証等の写し（※）
該当年度において、補助対象者の追加・減少等、補助額が変動する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更交付申請書（様式第 7 号） ・ 事業計画書（様式第 2 号） ・ 収支予算書（様式第 3 号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誓約書（様式第 4 号） ・ 補助対象保育士等の住民票の写し ・ 市外理由書（宿舎が市外の場合のみ）

※新卒で未達の場合は、「登録済通知書」の写しでも可。

交付申請書等、千葉市で定めている様式は、年度当初に全園にメールで送付いたします。

3 申請書類提出期日

- ・ 年度当初から補助を受けたい場合⇒該当年度の 5 月末日まで
- ・ 年度の途中から補助を受けたい場合⇒借り上げを開始した日が属する月の末日まで

ご連絡なくご提出が遅れた場合、予算管理の都合上、さかのぼって補助適用することはできませんので、予めご了承ください。

4 年度中の補助金手続き・支払いのスケジュール

■年度により変動する可能性があります。

5 月中旬まで	幼保運営課より、当該年度の補助申請のご案内を送付
5 月末日	当該年度の補助申請締め切り（年度当初から補助を受ける場合）
7 月第 1 週頃	概算払いを希望した場合：概算払い請求書 提出締め切り
7 月末日	第 1 四半期（4～6 月）分お振込み（※）
9 月第 1 週頃	幼保運営課より、当該年度の第 1 回変更申請のご案内を送付
10 月初旬	当該年度の第 1 回変更申請 提出締め切り
10 月第 1 週頃	概算払いを希望した場合：概算払い請求書 提出締め切り
10 月末日	第 2 四半期（7～9 月）分お振込み（※）
10 月中旬	幼保運営課より、実績（4～9 月分）に係る領収書等ご提出依頼を送付
11 月中旬	実績（4～9 月分）に係る領収書等 提出締め切り
1 月第 2 週頃	概算払いを希望した場合：概算払い請求書 提出締め切り
1 月末日	第 3 四半期（10～12 月）分お振込み（※）
1 月下旬	幼保運営課より、当該年度の第 2 回変更申請および実績報告書ご提出依頼を送付
2 月中旬	当該年度の第 2 回変更申請および実績報告書 提出締め切り
4 月～5 月中旬	補助金 お振込み ※概算払いを希望した場合は、第 4 四半期（1～3 月）分をお振込み

（※）概算払い請求書のご提出が遅れた場合、お振込み日は後倒しになります。

5 宿舍借り上げ事業実施における注意事項

- (1) 補助金の交付が決定した園におかれましては、当該事業にかかる実績報告書のご提出が必要となります。添付書類は以下のとおりですので、これらの書面は必ず保管をお願いします。

補助開始以降の賃借料、共益費（管理費）等、礼金、更新料の領収書の写し

初期費用以外は、賃料引き落とし口座の通帳、料金振込時の控え等、支払いの事実がわかる書類でかまいません。

補助対象期間中の補助対象者の給与明細又は賃金台帳の写し

補助開始後に、賃貸借契約を更新している場合は、更新後の賃貸借契約書の写し

年度末における住民票の写し

※現行では、千葉市内居住者の分は幼保運営課で一括で取り寄せているためご自身での取得は不要ですが、市外に居住している方、年度末に新たに追加する方についてはご自身で取得する必要があります。

- (2) 補助対象となる保育士等の年次については、下図のとおり、補助金の対象年度において採用何年目か、及び補助利用開始年度によって判断しております。

令和6年度・採用6年目まで補助対象⇒平成30年度採用の者は**補助対象外**（経過措置は例外）

雇用開始日が属する年度	H27年度 (2015年度)	H28年度 (2016年度)	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)
R6年度における年数	10年目	9年目	8年目	7年目	6年目	5年目	4年目	3年目	2年目	1年目
R6年度 補助の可否	△※	△※	△※	△※	○	○	○	○	○	○

△は以下の経過措置があります。

- ※1令和2年度に補助対象であったものが、令和5年度まで継続して補助を利用し、令和6年度において10年目であった場合、経過措置として**令和6年度のみ**補助対象とみなす。
- ※2令和3年度に補助対象であったものが、令和5年度まで継続して補助を利用し、令和5年度において6年目であった場合、経過措置として**令和6年度のみ**補助対象とみなす。
- ※3令和4年度に補助対象であったものが、令和5年度まで継続して補助を利用し、令和6年度において8年目であった場合、経過措置として**令和6年度のみ**補助対象とみなす。
- ※4令和5年度に補助対象であったものが、令和6年度において7年目であった場合、経過措置として**令和6年度のみ**補助対象とみなす。

※千葉市が下記の要件を両方満たす年度においては、採用5年目までの者が対象となります。

- ・直近2か年の1月の保育士の有効求人倍率が連続して2未満

※国補助制度の動向や千葉市の待機児童・財政状況等の事情により、千葉市で宿舍借り上げ支援事業補助金の実施を廃止する決定をした場合は、補助対象となる年次の者であっても、補助終了年度をもって補助金のお支払いは終了となります。

- (3) 補助対象経費は、賃借料、共益費（管理費）、礼金、更新料のみです。

※賃借料・共益費（管理費）、礼金、更新料以外の名目の費用はすべて補助対象外です。

（例：名義変更手数料、仲介手数料、敷金、駐車場使用料、火災（又は家財）保険料など）

- (4) 補助対象保育士等が、退職、同一法人内での勤務園の異動、転居などにより借り上げた宿舍を退去する可能性が生じた場合は、可能な限り速やかにお申し出くださいますようお願いいたします。補助金の決定は、園ごとに事務処理を行うため、勤務園の異動については、転居を伴わない場合でもご連絡をお願いいたします。

※特に、千葉市外の園に異動する場合は、補助対象外となりますので必ずお申し出ください。

- (5) 2 ページ目の「(4) 補助対象経費、補助額など」でふれているとおり、対象保育士等の住民票が借り上げ宿舎の住所になっていることが補助要件のひとつです。宿舎を借り上げ居住実態があっても、対象保育士等が特段の理由なく住民票を移さない、または転居・退職を見越して先に住民票だけ移してしまった、というような場合、住民票をおいていない期間は補助対象外となります。(月の途中の異動であれば、借り上げ経費を日割り計算で減額し、補助額を算定します。)
法人が宿舎を借り上げた後はすみやかに住民票を移すこと、また、宿舎に居住しているうちは住民票を異動しないことを、前もって周知していただくことをお勧めします。

※住民票異動日に合わせて補助対象経費が減額となる主な例

4月1日から宿舎の契約開始、入居。住民票の手続きのため4月5日に役所へ行き、転入届の異動日(引っ越した日)を4月5日として届け出てしまった。

⇒住民票上は4月5日から居住し始めたことになってしまいます。実際は4月1日から宿舎の賃借料が発生していても、補助金の算定では4月5日以降の日割りの経費を補助対象とすることになります。

- (6) 補助対象経費のうち4分の1の額は法人負担としている点につき、4分の1の部分を入居する保育士等に負担させて法人負担を無くすことはできるか、というお問い合わせがありますが、法人負担をゼロにすることはできません。(補助対象経費の一部を保育士等に負担させる場合は、保育士等の負担額を除いた金額に補助率4分の3をかけて補助額を算出するため。)
補助額の計算方法については6ページ目に5パターンの図説を示しておりますので、ご参照ください。

【お問い合わせ先】

千葉市役所こども未来局幼児教育・保育部

幼保運営課 助成第1班

TEL 043-245-5729 / FAX 043-245-5894

メール unei-josei@city.chiba.lg.jp

補助額の計算方法のパターンについて(新基準・月額ベースで図説)

◆下図の「賃借料等」とは、家賃、共益費(または管理費)、礼金又は更新料の月額を合計した金額をさします。礼金又は更新料は、物件の賃貸借契約期間の月数で分割して計上してください。

◆入居者負担額の有無、金額は任意としますが、労使で合意の上で決定してください。

	補助対象経費 (賃借料等)	補助対象経費 上限63,000円	
パターン① 基本的な計算	賃借料等の4分の3 補助金として園設置法人へお支払い(上限47,250円/月)	賃借料等の4分の1 園設置法人のご負担	
補助対象経費 (賃借料等)			
パターン② 賃借料等は63,000円以内 かつ 入居者負担額あり	賃借料等から入居者負担額を差し引いた額の4分の3 補助金として園設置法人へお支払い(上限47,250円/月)	賃借料等から入居者負担額を 差し引いた額の4分の1 園設置法人のご負担	入居者 負担額
補助対象経費 (賃借料等)			
パターン③ 賃借料等が63,000円以上	賃借料等 上限額63,000円の4分の3 補助金として園設置法人へお支払い(47,250円/月)	賃借料等の上限額 63,000円の4分の1 園設置法人のご負担	63,000円を超える 部分は法人又は 入居者のご負担
補助対象経費 (賃借料等)			
パターン④ 賃借料等が63,000円を超過 かつ 入居者負担額を63,000円の超 過額より多く設定した場合	賃借料等から入居者負担額を差し引いた額の4分の3 補助金として園設置法人へお支払い(上限47,250円/月)	賃借料等から入居者負担額を 差し引いた額の4分の1 園設置法人のご負担	入居者負担額
補助対象経費 (賃借料等)			
パターン⑤ 賃借料等が63,000円を超過 かつ 入居者負担額を63,000円の超 過額より少なく設定した場合	賃借料等 上限額63,000円の4分の3 補助金として園設置法人へお支払い(47,250円/月)	賃借料等の上限額63,000円の4分の1 + 63,000円を超える部分 園設置法人のご負担	入居者 負担